

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（札幌市公文書管理条例の一部改正）

第 1 条 札幌市公文書管理条例（平成 24 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 25 条の次に次の 1 条を加える。

（審査請求）

第 25 条の 2 利用決定等（第 21 条第 3 項又は第 22 条第 2 項の規定により特定重要公文書を利用させない旨の決定があったとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(2) 第 26 条の見出し中「異議申立て及び」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「（第 21 条第 3 項又は第 22 条第 2 項の規定により特定重要公文書を利用させない旨の決定があったとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。）」を削り、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第 1 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第 2 号中「決定で」を「裁決で」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に改め、同条第 2 項第 1 号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ）」を加え、同項第 2 号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

- (3) 第27条の見出し及び同条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定の」を「裁決の」に改め、同項第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。
- (4) 第35条の見出し及び同条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に、「、異議申立人」を「、審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第3項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第4項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第10項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。
- (5) 第37条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

第2条 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第16条の次に次の1条を加える。

（審査請求）

第16条の2 公開決定等（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

- (2) 第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「（第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書を公開しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下同じ。）」及び「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「処分庁又は」を削り、同項第1号中「不服

申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「決定又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に改め、同条第2項中「処分庁又は」を削り、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

- (3) 第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(札幌市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「不服申立て（第39条）」を「審査請求（第38条の2）」に改める。
- (2) 「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。
- (3) 第3章第4節中第39条の前に次の1条を加える。

（審査請求）

第38条の2 開示決定等（第21条第3項又は第22条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）・訂正決定等（第30条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は第31条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）又は利用停止決定等（第37条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は前条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第9条第1項の規定は、適用しない。

(4) 第39条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第39条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとする場合

(5) 第40条中「処分庁又は」を削り、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(6) 第41条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(7) 第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(8) 第46条第4項の表中「第39条各号列記以外の部分」を「第38条の2」に改める。

(札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- (2) 第9条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- (3) 「第2節 不服申立てに係る調査審議の手続」を「第2節 審査請求に係る調査審議の手続」に改める。
- (4) 第13条第1項第1号及び第2号中「処分庁又は」を削る。
- (5) 第14条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。
- (6) 第15条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。
- (7) 第16条及び第17条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。
- (8) 第18条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「複写を求める」を「写しの交付を求める」に、「複写を拒む」を「交付を拒む」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「複写」を「交付」に改める。
- (9) 第20条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(札幌市職員給与条例の一部改正)

第6条 札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

（札幌市職員退職手当条例の一部改正）

第7条 札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

（札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第8条 札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（札幌市税条例の一部改正）

第9条 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（理 由）

新たな行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備を行うため、本案を提出する。